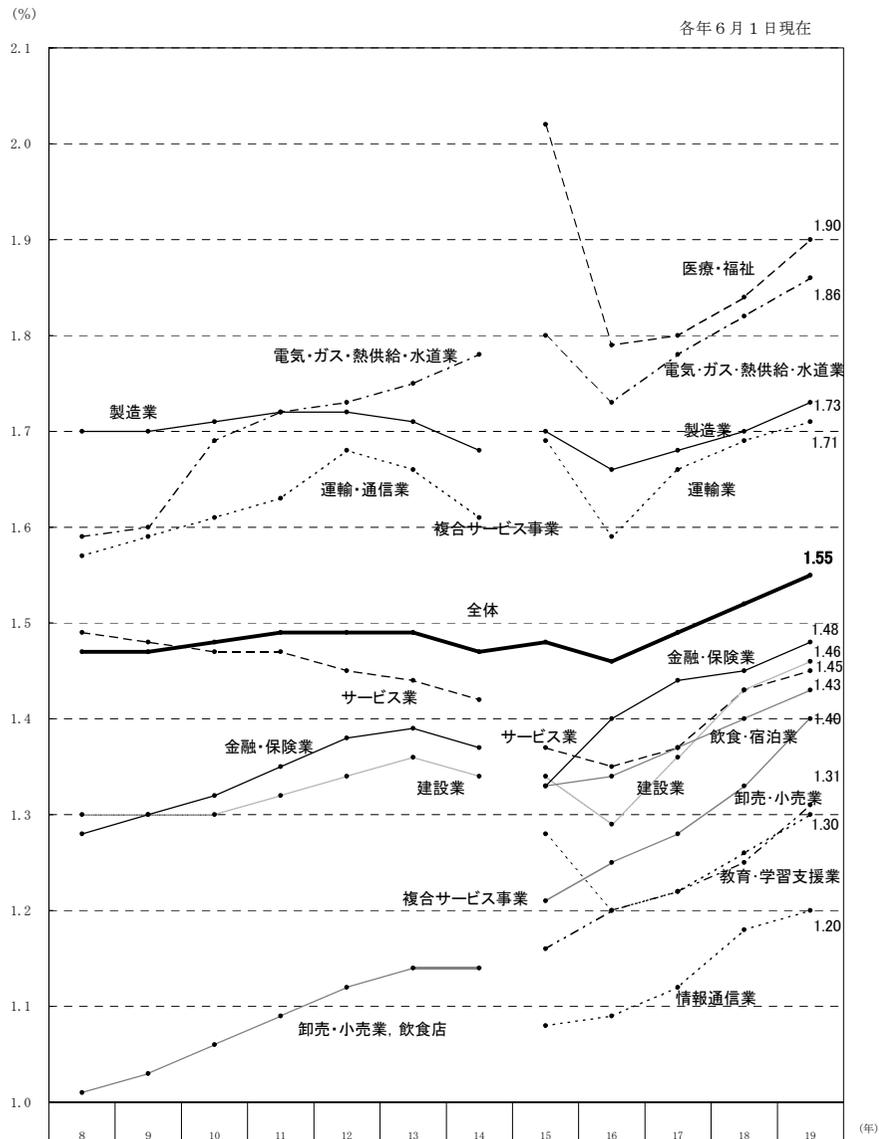
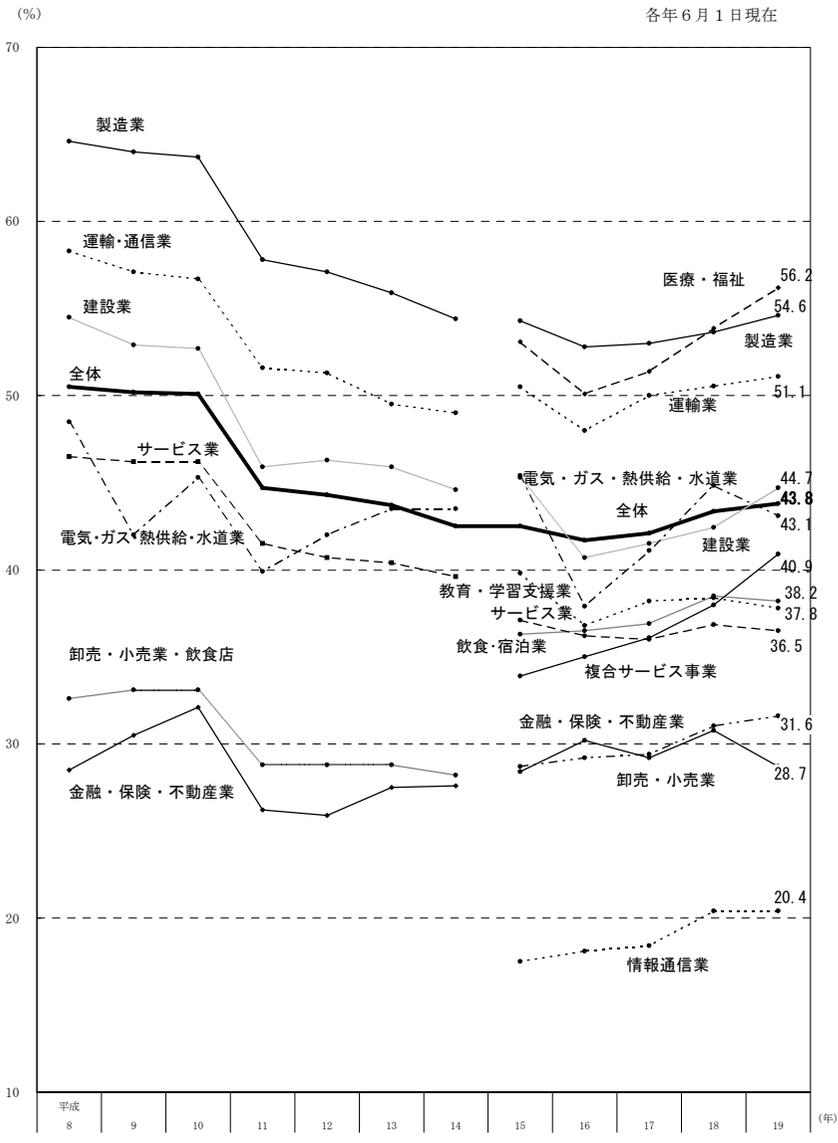


(4) 産業別実雇用率



注1 グラフ作成上、労働者数が10万人に満たない農、林、漁業及び鉱業は除いている。
 注2 平成15年より産業分類が変更になっている。

(5) 産業別達成企業割合



注 (4)の図と同じ。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

○ 民間企業	………	一般の民間企業 …………… 1. 8% (56人以上規模の企業)
		特殊法人 …………… 2. 1% (労働者数48人以上規模の 特殊法人及び独立行政法人)
○ 国、地方公共団体	………	2. 1% (48人以上規模の機関)
○ 都道府県等の教育委員会	………	2. 0% (50人以上規模の機関)

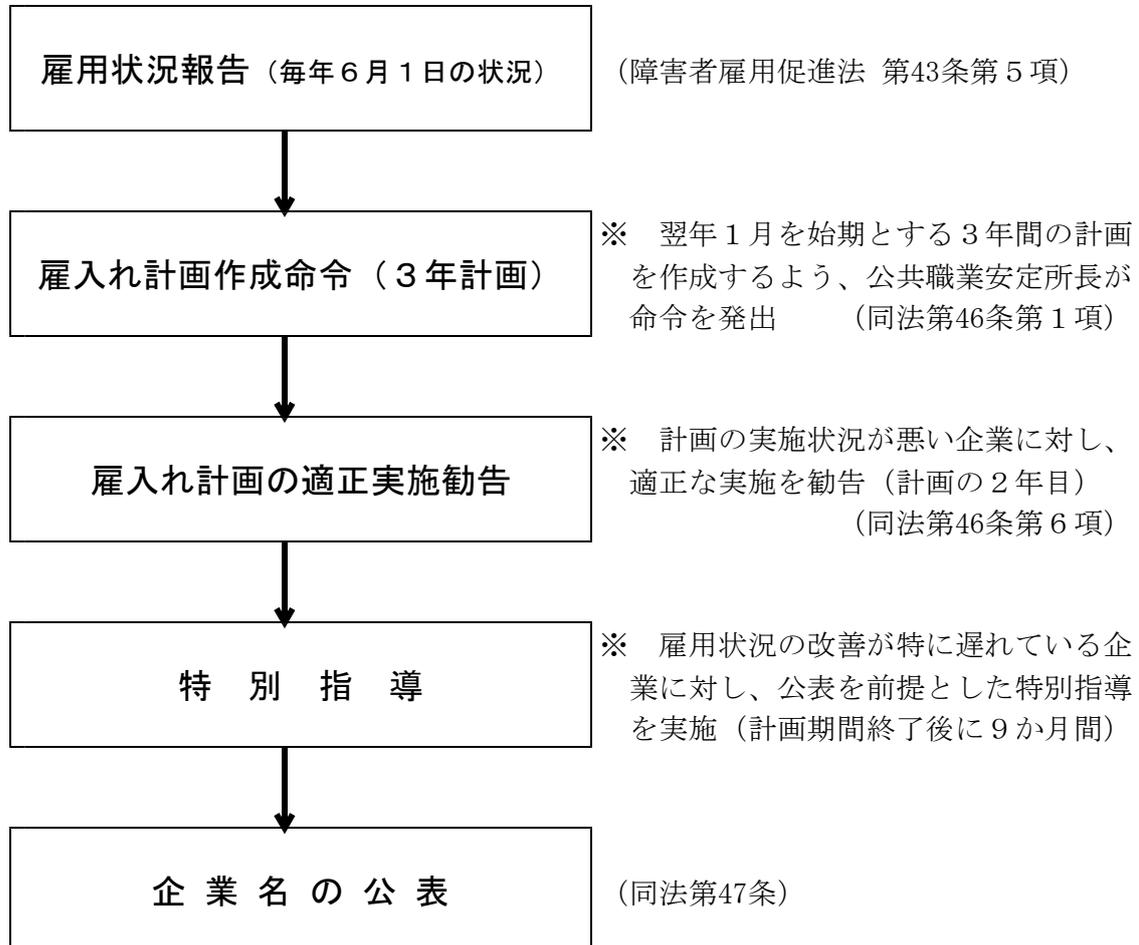
(カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。)

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 短時間労働者は原則的に実雇用率にはカウントされないが、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



※ 不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

[指導実績]

- 平成18年度の実績
 - * 「雇入れ計画作成命令」の発出 951社
 - * 雇入れ計画の「適正実施勧告」 124社
 - * 「特別指導」の実施 25社
- 雇入れ計画を実施中の企業 1,840社（18年度末現在）
- 企業名の公表
 - 平成4年度 4社、15年度 1社、16年度 1社、17年度 2社、18年度 2社、19年度 2社

◎ 障害者雇用率達成指導の強化（ポイント）

○ 「雇入れ計画作成命令」の対象範囲を拡大

① 指導対象とする実雇用率の水準の見直し

- ・ 1.2%未満 かつ 不足数5人以上
⇒ 全国平均実雇用率未満 かつ 不足数5人以上

② 0人雇用の中小企業に対する指導の強化

- ・ 法定雇用数が3～4人(167～277人規模の企業)であって、0人雇用の企業

③ 不足数が多い大企業に対する指導の強化

- ・ 不足数10人以上の企業

(※) ①については平成19年度から、②及び③については平成18年度から実施

○ 目標を設定して、着実に取組を推進

平成20年の障害者雇用状況報告において、雇用率達成企業の割合が5割を超えることを目指す。

